

令和5年度重点事項（令和5年3月21日総会承認決定）

- I. 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- II. 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取り組み
- III. 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- IV. 安全・安心の木材利用・供給の推進
- V. 県木連活動の活性化等の取組み

I. 木材利用の推進

1. 消費者への木材PRの推進

地球温暖化防止対策、人々の健康・暮らしに不可欠な「木材利用」PRを積極的に推進した。

(1) 木材PRの実施

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響が収まり展示会の再開も相次ぐ中、本年度については、本年度については、ウッドワンダーランド（令和5年10月）の展示会に参加するとともに、木づかい推進月間での各種シンポジウム、フェアなどに参加協力し、合法伐採木材、JAS材を含め、幅広い国産材の利用拡大のための普及活動を実施した。
- イ. 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材PRポスター、リーフレットなどにより、効果的な木材利用の普及に努めた。

2. 地域材利用の促進

森林・林業再生プラン（農林水産省平成21年12月25日作成）で木材自給率の飛躍的向上を目指して地域材利用の促進を図るため普及活動を推進した。

- (1) 建築、土木等公共施設について愛知県木材利用推進協議会（会長 西垣洋一）構成団体（8団体）相互の連絡協調を図り、木材の利用促進に努め、積極的に要望活動を展開した。

ア 木材の利用推進等に関する要望活動

(ア) 日 時 令和5年10月16日（月）

要望内容 木材の利用推進に関する要望

要望先 愛知県知事はじめ県議会、関係部局

要 望 者 愛知県木材利用推進協議会

- a 民間建築物のモデルとなるよう、県の庁舎等公共建築物や大規模プロジェクトにおける関連施設整備等での率先した木造・木質化の推進
- b 都市部を中心に民間施設等における木造・木質化を支援する「木の香る都市づくり事業」の継続
- c 県、大学、建築関係者、木材関係者の連携協力による、木造化・木質化に関する知識・技術を有する技術者の育成
- d SDGs やカーボンニュートラルの実現に不可欠な木材利用の積極的な普及啓発及び将来木材の利用者となる若い世代への理解促進
- e 充実した人工林資源を利用した、外国産木材から県産木材への転換、特に今後、人工林の高齢級化の進展に伴い増加する大径材の需要拡大
- f 県産木材の需要拡大と県産木材の安定供給体制の構築

(イ) 日 時 令和5年11月6日(月)

要望内容 木材の利用推進に関する要望

要 望 先 名古屋市長はじめ市議会、関係部局

要 望 者 愛知県木材利用推進協議会

- a 市が整備される公共施設、公共工事等における県産木材を始めとする木材の積極的な利用の推進
- b 市が関与する街づくり事業など、大規模プロジェクトにおける木造・木質化の推進
- c 民間における店舗やオフィスなど非住宅施設の木造・木質化の推進
- d 将来を担う子供たちが「木と共にある暮らし」を実感する木育の推進と、学童保育所等の木造・木質化の推進
- e 森林環境譲与税を活用した、木材利用の推進及び循環型資源である木材の利用大に向けた普及啓発の推進

3. 違法伐採対策の推進

「違法伐採総合対策事業」を通して、国内外における行政、消費者、木材業者等に対して「違法伐採材を使わない」「合法性・持続性の証明された木材を使う」ことが地球温暖化防止上重要との普及啓発、信頼される合法木材の供給に取り組んだ。

(1) 合法木材供給事業者認定

平成18年5月11日 違法伐採対策に関する(社)愛知県木材組合連合会行動規範の制定・合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領作成・公表。

令和5年 5月19日 第65回合法木材供給事業者審査委員会（書面決議）

（内容）申請者・・・1事業体

審査結果・・・1事業体を認定した。

令和5年11月20日 第66回合法木材供給事業者審査委員会（書面決議）

（内容）申請者・・・1事業体

審査結果・・・1事業体を認定した。

（2）合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（制定平成25年3月27日）

ア 違法伐採対策として、合法性、持続可能性が証明された木材の供給

イ コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者による、これらについて間伐材由来であることの確認への取り組み

ウ 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組みに当たっての自主行動規範を制定した。

（3）合法木材供給事業者認定の更新

合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領第十一条に基づき「合法木材供給事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期間（3年間）の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材供給事業者認定申請書（継続）」を別記1-1で定める手数料及び初年度の維持費とともに当団体へ提出しなければならない。」

令和6年3月31日現在

認定地域	認定事業体数	Bio	備考
名古屋	22	3	
尾張	10		
海部	35	1	
知多	12		
西三河	12	4	
東三河	20		

豊田	8	2	
新城	8	1	
設楽	1	1	
稲武	1		
計	128	12	

(4) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

平成29年5月20日に施行された本法は、国の機関を中心とした公共調達、木材利用ポイント制度などにおける合法木材の利用を推進してきたグリーン購入法(木材・木製品は平成18年から導入)と林野庁のガイドラインに基づく認定事業者等の取り組みを評価した上で、従来官公需のみを対象としていた合法木材の利用を民間の需要者にまで拡大することを目的としている。

対象となる木材、木材製品はグリーン購入法よりも拡大され、住宅や家具も幅広く含まれることとされているほか、これらの木材、木材製品の加工、流通を行う木材関連事業者は取り扱う木材、木材製品の原材料が伐採された国における法律に適合して伐採されたものであることを確認することが求められている。

また、木材関連事業者のうち、これらの確認を確実に行う事業者は国が指定する登録実施機関によって登録木材関連事業者となることができることとなっている。

認定合法木材供給事業者によって供給されてきた合法木材は、引き続き合法伐採木材としての確認がなせるものとして扱うことができるとともにグリーン購入法の対象となるとのことであり、クリーンウッド法の施行に向けて、合法木材供給の意義と目的を幅広い関係者と共有することによって認定事業者の拡大を図るとともに、一層の信頼性向上のための自主的な取り組みが求められている。

登録実施機関名	対象事業	問合せ先 (電話番号)	登録年月日
(公財)日本合板検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-6810-8710	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業		
(公財)日本住宅・木材技術センター	第二種木材関連事業	03-5653-7662	平成29年10月17日
事業の別	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)揚げる事業と密接に関わる事業に限る。)		

	(2) 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業		
(一財)日本ガス機器検査協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3586-1686	平成 29 年 10 月 17 日
事業の別	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電		
(一社)日本森林技術協会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3261-9111 又 は 03-3261-9112	平成 29 年 10 月 17 日
事業の別	(1) 木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木質バイオマスを用いた発電事業 ※対象とする木材等の種類は木材とし、地域等は国産材とする。(ただし、品揃え等のため、取り扱う木材の量の過半が国産材である場合に限って南洋材及び北洋材以外の木材を取り扱う場合等は対象とする。)		
(一財)建材試験センター	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	03-3808-1124	平成 29 年 10 月 17 日
事業の別	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電事業		
(一社)北海道林産物検査会	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業 (北海道内に本社を有する 者が行うものに限る。)	011-251-7830	平成 30 年 11 月 27 日
事業の別	(1) 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2) 木材を利用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3) 木質バイオマスを用いた発電事業		

(5) 合法木材利用促進法（クリーンウッド法）セミナー

日 時 令和 5 年 1 1 月 2 4 日（金）

場 所 名古屋木材会館

説明者 (公財)日本合板検査会 所長 森本恭央 氏

(一社)全国木材組合連合会 企画部長 加藤正彦 氏

参加者数 4 2 名

4. 木質バイオマス利用の促進

化石燃料の削減への貢献や未利用材・林地残材等の有効利用のため、木質バイオマスの発電利用については、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した事業者認定や適切な供給体制の構築などの推進に取り組んだ。

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

・木質バイオマスを用いた発電認定事業者 1 2 社

II 木材産業の生産加工体制整備、構造改革の推進

1. 住宅建築環境変化への対応

(1) 建築基準法改正等への対応

平成23年3月に変更された「住生活基本計画」では「住宅の新築及びリフォームの際の地域材利用の促進」などについて明確化している。こうした中で、国土交通省は平成24年度において地域住宅のブランド化、木造建築技術先導、木造住宅施工能力向上・継承といった、地域材利用の木造住宅づくりの施策が図られた。

ア 地域型住宅グリーン化事業

地域型住宅グリーン化事業は、原木供給者、製材事業者、プレカット工場、建材流通事業者、建築士事務所、そして、中小工務店がグループで木造住宅を作るにあたって、地域の材木を使用するなど、地域の気候や風土を踏まえた一定のルールを国土交通省に提案し、採択されたグループの中小工務店が、長期優良住宅を建設する場合に、建築主に1棟あたり100万円の補助（地域材を構造材の過半において使用する場合は100万円に20万円の上乗せ補助）を行う事業。

地域型住宅グリーン化事業採択事業者(愛知県)

29団体

ハウジングサポートサービス	三河地域住宅工房ネットワーク
のんほい家づくり協議会	東海道こだわりの家づくりの会
愛岐せせらぎの家	穂の国家づくり協議会
未来快適空間の家づくり協会	静岡あんしん住宅の会
東海・長期優良住宅友の会	あいちいい家づくりの会
フェーズ	BHB会(グリーン化事業を考える部会)
木曾川流域木と水の循環システム協議会	あすなる住まい創りの会 東海
優良住宅ねっと愛知	優良住宅ねっと東海
ウッドライフプラス	命を守る家づくりを考える会
中部の地域共生ハウスをつくる会	三河材でつくる木を活かす家づくりの会
好きになる家委員会	名住協地域型ブランド住宅推進協議会
チタジュウグループちた住宅ナビの会	愛知に快適な住まいを考えて創る会
愛知ハートフルハウスの会	優良住宅ねっと中部
感動の住まいづくり研究会	地域ビルダーとZEH普及促進会
オーパスネットワーク関東・東海ブロック	

イ 愛知県木造住宅生産体制強化地域協議会

構成団体

一般財団法人愛知県建築住宅センター

一般社団法人愛知県建設団体連合会

公益社団法人愛知建築士会

公益社団法人愛知県建築士事務所協会

公益社団法人日本建築家協会(東海支部愛知地域会)

一般社団法人愛知県木材組合連合会(愛知県産材認証機構)

一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会愛知県支部

優良住宅ねっと中部

ア) 住宅省エネルギー施工技術講習会

新築住宅の省エネ基準適合率を、平成 32 年度(令和 2 年度)まで 100%とすることを目的とし、地域の木造住宅生産を担う大工・技能者・設計士等断熱施工に関わる方を対象とした住宅省エネルギー施工技術者講習会の開催に協力した。

a 改正建築物省エネ法説明会及び住宅省エネ技術講習会

国土交通省が製作した「改正建築物省エネ法オンライン講座」において動画講習で行った。

2. 木材産業の体質強化の取組

木材産業の経営安定化の取り組み

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組んだ。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実を図るため、関係機関との情報交換等を実施した。

イ 木材加工業における軽油引取税の免税措置について会員に周知するとともに、免税措置利用実態に関する調査(林野庁からの依頼)を行った。

(2) 雇用対策等

雇用調整助成金、雇用創出に係る関係事業、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策にかかる普及推進に取り組んだ。

(3) 労働安全衛生の確保への取組み

労働保険料率は、平成30年4月から料率が適用されたが、次期労働保険料率の見直しに向けて、引続き木材・木製品製造業のゼロ災活動の積極的推進を図った。

ア 林材業ゼロ災推進愛知県協議会（会長 神谷幸一）と一体となって、労働災害防止対策及び労災保険収支改善対策に積極的に取り組んだ。

イ 令和5年度職場の年末安全衛生推進運動の実施

実施期間 令和5年12月1日～令和5年12月31日

運動標語 「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

実施事項 ・事業者の実施事項

(1) 現場や作業の実態と関わる危なさの把握

(2) 守るべき「基本」を決め労働者への徹底を図る

・労働者の実施事項

(1) 定められた基本の遵守に重点的に取り組むよう会員事業場に対して周知を図った。

3. 生産加工・流通対策の推進

木材の需要構造の変化に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組むとともに、いわゆる「物流の2024年問題」の検討に参画した。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進した。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組み、特に品質の安定した乾燥材生産・供給の拡大に取り組んだ。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設リース・利子助成制度などの有効活用に取り組んだ。

Ⅲ 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

1. JAS制度への対応とJAS製品の普及

JAS法等関係法令及び全木検認証業務規程の改正点

平成30年4月1日に施行されたJAS法等関係法令、並びにこれに伴い平成30年4月1日及び同年5月16日に施行した全木検認証業務規程の主な改正点は、次のとおり。

(1). 日本農林規格等に関する法律（JAS法）

ア 法律の題名の改正

『農林物資の規格化等に関する法律』から、『日本農林規格等に関する法律』へ改正。

イ 用語の改正

『認定』を『認証』（法第1条ほか）、『製造業者等』を『取扱業者』（法第10条ほか）、等に改正

ウ JAS規格の対象の拡大（法第2条）

これまでの「農林物資の品質の規格」（例：製材）に加え、新たに「農林節の取扱い・経営管理の方法の規格」（例：抹茶の栽培法・製法、果物・水産物の保管・輸送方法）、「農林物資に関する試験分析等の方法の規格」（例：機能性成分の測定方法）にJAS規格の対象を拡大。

エ 登録試験業者の新設（法第42条ほか）

試験分析等の方法が規格化されることに伴い、試験分析を行う機関である「登録試験業者」を新設。

オ JAS規格を提案しやすい手続きの整備（法第4条）

JAS規格を提案したい場合、規格（案）の成案がなくても提案できるように改正。提案したい場合、規格（案）の成案がなくても提案できるように改正。提案したい内容があれば農林水産省食料産業局基準認証室又は（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の相談窓口にご相談。

カ 製造業者等の新規認定業務の厳正実施

新規認定の申請があった製材工場等については、出来るだけ速やかに且つ厳正な審査に努めること。

特に、関係書類の提出と受理、書類審査、実地調査・製品検査及び報告書の作成、

関係書類の提出等の一連の検査・審査業務の計画的実行に努めること。(申請から認証までの目標一概ね4ヶ月の達成に努める。)

キ 認証製造業者等に対する監査(定期調査)業務の計画的実施

登録認定機関は、認定製造業者等のJAS登録業務が認証の技術的基準に適合・維持されているかどうかを本会認定業務規程第36条の1(JAS法施行規則第44条の二のハ)に基づき概ね1年の範囲で監査(実地調査及び製品検査)することとなっていることから、本会で認証した製材工場等について審査員・検査員を派遣し、計画的に且つ的確に確認業務(監査)を実施する。

ク センターによる登録認定機関の定期的事業所調査(製品検査施設調査を含む)及び立会い調査への適正な対応

センターの事業所調査及び検査・監査へり立会い調査については昨年度2回実施され、不適合事項については、①即時措置、②原因究明及び③再発防止策についてセンターにそれぞれ報告し、「登録認定機関としての体制を適正に維持、運用されている」との報告をうけている。

今後センターが実施予定の事業所調査(製品検査施設調査)及び検査・審査への立会い調査に当たっては指摘事項の改善が適正に実施されているかどうかの確認を求められることが予想されている。

ケ 第三者検査機関の検査業務の適正な実施

JAS法第14条に基づく認定事業者のうち、Bタイプ認定事業者が格付けのための検査業務を委託する機関として、「都道府県(協)連第三者検査機関」及び「全木検第三者検査機関」が認定工場との検査委託契約書に基づいて検査員が所定の検査を実施すること。

(2) JAS審査員・検査員の認証等業務研修会

日 時 令和5年9月11日(火)～12日(水)

講 師 小 澤 眞虎人(全木検専務理事)

祇 園 紘一郎(〃 検査係長)

内 容 1 JAS制度及び登録認定機関等について

(1) FAMICが行う登録認定機関への定期調査

(2) JAS認証工場の認証停止及び認証機関に対する業務調査について

(3) 審査・検査業務について

- ア 格付検査の検査荷口の仕分けの方法について
- イ JAS 認証番号の統合について
- ウ 検査機器・ソフトウェアの使用管理について
- エ JAS1083 の改正について

(4). 模擬実習

- ア 2023 粘土製材工場等の資格者養成研修会の予定
- イ インボイス制度

2 輸出用木材こん包材消毒証明実施機関に関する事項

- (1). 消毒実施者の認証、認証消毒実施者の更新認証に係る調査及び定期調査について

3 情報交換

- (1). 製材 JAS 製品の普及の動向（都府県、市町村等）
- (2). 新規（追加）認証の動き
- (3). その他
- (4). 実地研修

ア JAS 規格の検査・試験の手順

製材及び枠組材の監査・格付に係る製品検査・試験について

イ 製材現物の見方の統一（測定方法、等）

ウ 実習

(3). 輸出用木材こん包材消毒証明実施機関に関する事項

ア 消毒実施者（熱処理工場）への実地調査

- (4). 県内では、次の工場について農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法第 14 条第 1 項の規定に基き、A タイプ 4 工場、B タイプ 7 工場が認定工場である。

〔愛知県内認定工場一覧表〕

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

認定番号	認定に係る工場		認定に係る農林物資の種類
JLIRA-	名 称	所在地	(区 分)
A-010 (R6.4.5 取消し)	大日本木材防腐(株)	名古屋市港区千鳥 一丁目 2-49	保存処理構造用製材、 保存処理枠組壁工法構造用製材
A-035	津田産業(株)	海部郡飛島村木場 一丁目 70	人工乾燥枠組壁工法構造用製材

A-075	(株)イトキ	岡崎市東阿知和町 字乗越 6-1	人工乾燥処理構造用製材
A-079	(株)エム・エイチ・ラ ンバー本社工場	豊橋市大崎町字伊 豆沢 37 番地の 1	人工乾燥枠組壁工法構造用製材

認定番号	認定に係る工場		認定に係る農林物資の種類 (区 分)
	名 称	所在地	
B. 38. 01	向井木材(株) 三好工場	みよし市筋生町水 洗 8-2	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 03	奥三河木材(協) 製材工場	北設楽郡設楽町 小松字カミヤ 1-1	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 07	セキスイハイム工業 (株)ツューホーム組立工場	豊橋市明海町 3-22	人工乾燥枠組壁工法構造用製材
B. 38. 10	(株)東海木材相互市場 大口工場	丹羽郡大口町河北 2-2	人工乾燥処理構造用製材 機械等級区分構造用製材
B. 38. 11	上地木材(株) 西部飛島工場	海部郡飛島村木場 1-71	造作用製材、構造用製材 下地用製材
B. 38. 12	三河材流通加工事業(協) 製材工場	新城市富岡字東門 沢 90	構造用製材、造作用製材 下地用製材
B. 38. 13	小原木材(株) 本社製材工場	岡崎市針崎町字蓮 谷 37	構造用製材、造作用製材 下地用製材

IV 環境、健康・安全対策の推進

1. 健康、安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引き続き取り組んだ。

イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引き続き適切な対応に努めた。

V 県木連活動の活性化等の取組み

1. 県木連等団体の活性化の推進

(1) JAS 構造材利用拡大事業

これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、JAS の格付実績の低い構造材(機械等級製材及び目視等級製材 2×4 製材、CLT)を積極的に利用する普及・実証を実施した。

ア JAS 構造材活用事業者拡大事業

工務店等木材の実需者や発注者における、JAS 構造材(無垢製材、CLT)を積極的に活用する気運を高めるため「JAS 構造材活用拡大宣言」運動を展開する普及活動支援。また、宣言を行った事業者を登録・公表し、成果の見える化を図る。

イ JAS 構造材実証支援事業

(ア)の登録事業者(建築業者)が木造非住宅分野を中心に JAS 構造材を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS 構造材の調達費の一部を支援する。

ウ 建築用木材の転換促進支援事業

海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造の構築に向けて、丸太の有効利用にも資する製材の利用比率の向上を目指すこととして、建築事業者、設計者等が、住宅の主要構造部(柱及び横架材)等に品質・性能の確かな国産の製品等(JAS 構造材等)を利用する取組に対して必要な経費を助成した。

(ア) 普及・啓発活動

日時	場所	人数
令和5年10月5日 ～10月8日	ウッドワンダーランド2023 (ポートメッセなごや)	19,680名

(ア) 申請業務

a JAS 構造材利用拡大事業(個別実証支援事業)

事業所名	物件名	交付申請	交付決定
一次募集			
大東建託株式会社	名古屋桜郵便局新築工事	9/22	12/15
フロンヴィルホームズ名古屋株式会社	昭和自動車学校	8/2	10/20
佐藤建設株式会社	知立市弘法山アパート	8/31	12/22
松栄建設株式会社	YSK サポート社屋新築工事	不採択	不採択
株式会社日建ホームズ	ナーシングホーム北斗 大和(住宅型有料老人ホーム)	7/7	12/1
株式会社自由空間設計	日東電気株式会社様本社新築工事	9/15	R6.2/6
株式会社リビングコーポレーション	(仮称)Cherim 名城公園 新築工事	不採択	不採択

株式会社リビングコーポレーション	(仮称)Cherim 築地口 新築工事	不採択	不採択
壽鑛業株式会社	narv 事務所新築工事	7/10	11/20
株式会社 MOKUMI	ESPRESSO 小牧市下小針天神二丁目	9/19	12/4
松栄建設株式会社	(有)YSK サポート江先新工場新築工事	9/20	12/19
株式会社建築工房正	MARUWA 新瀬戸寮 (北棟) 新築工事 (仮称)	9/15	10/30
株式会社建築工房正	MARUWA 新瀬戸寮 (南棟) 新築工事 (仮称)	9/14	10/30
二次募集			
株式会社隼人建設	(仮称)北名古屋市井瀬木狭場施設新築工事	11/28	R6. 2/13
株式会社広和木材	(仮称)ながい歯科皮ふ科クリニック	11/28	R6. 2/14
株式会社エスコト社	認定こども園 なごや遊花幼稚園 北園 新築工事	不採択	不採択
株式会社結プロジェクト	(仮称)養國寺様 集会場 新築工事	不採択	不採択
株式会社オーバル	(仮称)愛昇殿 江南柏森 新築工事	不採択	不採択
株式会社ネイブレイン	(仮称)豊田市土橋土地区画整理事業 30 街区 2 期 (B 棟)	9/27	11/7
株式会社片桐建設	片桐建設デザインアーキテクト新築工事	不採択	不採択

b 外構部の木質化対策支援事業

事業所名	物件名
株式会社登昭建設	坂井田邸外構木質化工事

c 建築用木材の転換促進支援事業

事業所名	物件名
ハヤカワ建築工房株式会社	関戸様邸工事
株式会社イシハラスタイル	酒巻様邸住宅新築工事
株式会社イシハラスタイル	加藤様邸住宅新築工事

(2) 令和5年度大径材需要拡大促進調査業務(県受託事業)

ア 目的

本県のスギ・ヒノキ人工林の高齢化に伴い主伐木が大径化しており、循環型林業を促進する上で、これら大径材資源の有効利用を図ることが喫緊の課題となっていることから、

大径材需要の拡大につながる具体施策の検討を行っていく必要がある。

そこで、大径材の活用として、外国産材に依存している梁桁等の横架材の県産木材への切り替えについての効果的手法を検討するため、大径材の素材生産、県産横架材の製材加工、流通及び利用について調査を実施し、大径材の需要拡大を促す具体施策の策定に資することを目的とする。

イ 業務内容

大径材の需要拡大を進めるため、大径材を活用した横架材のサプライチェーン構築に向け、川上、川中、川下の事業者から、素材供給、製材加工、利用における意向や課題等についてヒアリング調査を実施した。

<分野ごとのヒアリング実施先>

区分	分野	件数
川上	素材生産	6
	森林組合	6
川中	製材加工	7
	木材流通・プレカット	4
川下	建築	5
計		28

また、ヒアリング調査により収集した情報を整理するとともに、情報を精査・分析し、大径材を活用した県産横架材の普及に向けた具体提案を取りまとめた報告書を作成した。

ウ 結果

県は、令和4年度に実施した大径材活用事例調査業務及び本業務の成果も踏まえ、大径材の需要拡大に向けたサプライチェーン構築のための新規事業を令和6年度から創設した。

(3) 県木連情報提供事業

ア 「林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金」について

イ 「WOOD コレクション 2024」 出展意向調査について

(4) 木退共・各種共済事業

ア 全木連・全木協連共済制度

(ア) 中型グループ共済等 (大同生命と提携)

(イ). 損害賠償共済 (A I U保険と提携)

(ウ). 特定退職金共済 (住友生命と提携)

(5) 顕彰事業の実施

(敬称略、順不同)

ア 組合功労者、優良従業員表彰

◎組合功労者：知事表彰受賞者

伊 藤 充 良 設楽木材組合 組合長

早 川 康 司 知多木材組合 監事

天 野 昭 浩 豊田木材組合 組合長

◎永年勤続優良従業員：知事賞受賞

永 井 秀 隆 上地木材株式会社

岡 田 壱 登 名古屋木材株式会社

朝 倉 浩 一 名古屋木材株式会社

居 樹 謙一郎 株式会社 山 西

井 上 一 成 株式会社 山 西

(6) 第57回全国木材産業振興大会への参加

主 催：全木連、全木協連

期 日：令和5年10月19日(木)

場 所：群馬県 Gメッセ群馬

ア 大会宣言

(ア). 都市(まち)の木造化等木材利用を積極的に働きかけるとともに、国民理解の醸成に取り組む。

(イ). 持続性の確保された木材の利用及び山元への利益の還元と再造林できる体制の構築に森林、林業、建築業界と一体となって取り組む。

(ウ). 令和7年の改正クリーンウッド法施行に向けて合法伐採木材だけが流通・利用されるように取り組む。

(エ). 木材産業振興のため、木造住宅の新築促進の施策を含めた予算の確保、税制特例措置の継続に取り組む。

(オ). 新たな木材需要を創出するため、JAS 製品等、品質・性能の確かな木材供給や技術開発・普及等に取り組む。

(カ)．人材の育成確保を図り、木材産業従事者の労働安全に全力を挙げ、死亡災害絶滅に取り組む。

イ 木材産業功労者

(敬称略、順不同)

◎林野庁長官感謝状

竹内 喜陽雄 (一社) 愛知県木材組合連合会 理事

◎ (一社) 全国木材組合連合会会長表彰

高橋 秀樹 岡崎木材組合 理事

式守 正光 名古屋木材組合 広報委員会委員

菅 沼 基 義 新城製材組合 監事

◎全国木材協同組合連合会会長表彰

村松 幹彦 奥三河木材協同組合 理事長

神谷 幸一 名古屋国有林材協同組合 監事

(7) 能登半島地震の災害に対する見舞金について

令和6年1月1日に発生した「能登半島地震」の災害に対し、(一社)愛知県木材組合連合会、愛知県木材協同組合連合会及び名古屋木材組合の3団体は、各組合員にお見舞金を募った。

その結果、62の会社・団体から、総額1,156,890円に及ぶ心温まるご浄財をいただくことができ、直ちに(一社)全国木材組合連合会を通じて、被災地域の木材業界の方々にお届けした。

(参考) (一社)全木連の取りまとめによる全国からの募金額

40,321,780円(結果報告:令和6年3月15日)